



医政発 0205 第 13 号
令和 3 年 2 月 3 日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長



厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」
の公布について（通知）

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第 71 号）については、令和元年 12 月 11 日に公布され、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）が改正されたところです。これに伴い、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）等について所要の改正を行うための整備省令が本日公布されました。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

今般、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号。以下「会社法改正法」という。）により、会社法（平成 17 年法律第 86 号）における株主総会、取締役等や社債の管理等に関する規律の見直しが行われ、これに伴い、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第 71 号。以下「会社法整備法」という。）により、医療法についても所要の見直しが行われた。これらの法律の施行に伴い、医療法施行規則等について所要の改正を行うもの。

第 2 改正の主な内容（医療法施行規則関係）

（1）理事会の議事録（第 31 条の 5 の 4 関係）

会社法整備法により、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般社団法人法」という。）に補償契約の規定が新設されるとともに（同法第 118 条の 2）、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）において、社団たる医療法人及び財団たる医療法人について役員等賠償責任保険契約に関する規定を準用することとされた（医療法第 49 条の 4 において一般社団法人法第 118 条の 2 を準用。）。

会社法整備法による改正後の医療法第 49 条の 4 において読み替えて準用する一般社団法人法第 118 条の 2 第 4 項において、「補償契約に基づく補償をした理事及び当該

補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。」としているところ、理事会における当該補償に関する報告の概要を理事会の議事録の内容に含めることとする。

- (2) 役員のために締結される保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないもの（第32条の4の2（新設）関係）

会社法整備法により、一般社団法人法にも役員賠償責任保険についての規定が整備されるとともに（同法第118条の3）、医療法において、社団法人たる医療法人及び財団法人たる医療法人について役員等賠償責任保険契約に関する規定を準用することとされた（医療法第49条の4において一般社団法人法第118条の3を準用。）。

当該役員賠償責任保険契約からは、「当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるもの」を除くこととされているところ、当該保険契約として次の①及び②の2つの形態を規定することとする。

- ① 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する組合を含む保険契約であって、当該組合がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該組合に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの
- ② 役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害（役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害を除く。）を保険者が填補することを目的として締結されるもの

- (3) 財務諸表の公告方法（第33条の2の9関係）

現行の医療法第51条の3において医療法人の事業報告書の公告義務を定めているところ、会社法整備法により、「厚生労働省令に定める方法」で公告する場合には要旨の公告で足りるとする緩和規定が新設された（医療法第51条の3第2項）。

当該「厚生労働省令に定める方法」について、官報又は日刊新聞紙に掲載する方法を規定することとする。

- (4) 社会医療法人債権者集会の決議の省略にかかる電磁的記録に記載された事項の表示方法（第33条の13関係）

会社法改正法により、議決権者の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を行った場合に社債権者集会の決議の省略を認める規定が新設された（会社法第735条の2第1項）。この書面又は電磁的記録については、決議があったものと見なされた日から10年間、社債発行会社の本店に据え置くこととされ（同条第2項）、社債管理者、社債管理補助者及び社債権者は、書面の閲覧又は謄写の請求及び電磁的記録に記載された事項を「法務省令で定める方法」により表示したものの閲覧又は謄写の請求が認められている（同条第3項）。

同条は社会医療法人債権者集会について読み替えて準用されるところ（会社法整備法による改正後の医療法第 54 条の 7）、会社法第 735 条の 2 第 3 項第 2 号中の「法務省令」は「厚生労働省令」と読み替えられるため（医療法施行令第 5 条の 6）、電磁的記録に記載された事項を表示する方法について、紙面又は映像面に表示する方法を規定することとする。

（5）社会医療法人債管理補助者の資格（第 33 条の 17 の 2（新設）関係）

会社法改正法により、「社債管理補助者は、会社法第 703 条各号に掲げる者その他法務省令で定める者」とする規定が新設された（会社法改正法による改正後の会社法第 714 条の 3）。

会社法第 714 条の 3 は、社会医療法人における社会医療法人債管理補助者について読み替えて準用されるところ（会社法整備法による改正後の医療法第 54 条の 7）、会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備等に関する政令（令和 2 年政令第 332 号）により、医療法施行令第 5 条の 6 中「法務省令」を「厚生労働省令」と読み替えるよう規定されたため、これに基づく社会医療法人債管理補助者の資格につき弁護士及び弁護士法人と規定することとする。

第 3 施行期日

会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和 3 年 3 月 1 日）

